



支給申請書への記入漏れや添付書類の不備がある場合は申請書類一式を返送させていただくことになりますので、封入前に記入漏れや書類の不備がないか十分にご確認をいただきますようお願いいたします。

## 本支援金・給付金について

- ①中小事業主に雇用される労働者が支給対象です。雇用保険被保険者か否かは問いません。令和2年4月1日から12月31日までの間に新型コロナウイルス感染症およびそのまん延防止を理由に事業主が当該労働者を休業させたにもかかわらず休業手当の支払いがない場合に、この支援金・給付金を支給します。
- ②締切は、以下のとおりです。

休業した期間	受付開始日	締切日(郵送の場合は必着)
令和2年4～6月	令和2年 7月10日(金)	令和2年12月31日(木)
令和2年 7月	令和2年 8月 1日(土)	
令和2年 8月	令和2年 9月 1日(火)	
令和2年 9月	令和2年10月 1日(木)	
令和2年10月	令和2年11月 1日(日)	令和3年 3月31日(水)
令和2年11月	令和2年12月 1日(火)	
令和2年12月	令和3年 1月 1日(金)	

各月の初日から末日まで(休業が月の途中から始まる場合は休業開始日

から、休業が月の途中で終わる場合は休業終了日まで)を1支給単位期間とし、毎月(1支給単位期間ごと)の申請が可能です。また、申請期間内であれば、複数月(複数の支給単位期間)をまとめた申請も可能です(例、4～7月分を8月1日から12月31日までの間にまとめて申請可能)。

- ③申請方法は、厚生労働省HPからのオンライン申請または郵送となります。初回の申請方法が郵送の場合は、2回目以降の申請も郵送で、初回の申請がオンライン申請の場合は、2回目以降もオンライン申請をお願いします。郵送の場合、この郵送用申請書(2枚目)や厚生労働省HPに掲載された申請案内動画、リーフレットを参照してご記入願います。申請者が、●休業をしている事業所欄の記入項目で不明なものがある場合には、事業主から教示いただき、記入していただく等してください。事業主の皆様におかれては本支援金・給付金の申請にご協力をお願いします。なお、事業主に申請書を提出いただくことも可能です。その場合は事業主用の申請書をご利用ください。

## 申請書の記入項目について

- ①項目1・3～12は必須項目です。5の金融機関コードは任意です。
- ②項目3の元号、4・7の都道府県欄・市区町村欄、5の口座の種類および12の元号はいずれかにチェックしてください。
- ③項目5の振込先は申請労働者名義の口座を記入してください。金融機関コード、支店コードは一般社団法人全国銀行協会のHP(<https://www.zenginkyo.or.jp/shop/>)等で確認いただくことができます。インターネット専用銀行は、特定の銀行を除き振込ができませんのでご注意ください。
- ④項目6・7に記入する事業所の情報は、申請労働者が就労している拠点等の情報を記入してください。
- ⑤項目8～11は支給単位期間(各月初日から末日まで)ごとに1行を用い、就労等した日の状況を記入してください。なお、**項目9～11において、該当する日がない場合は記入不要とし、これに係る添付書類も不要です。記入および添付がない場合は申告がないものとみなします。**

・例1(休業期間中、まったく就労等していない場合)  
記入の必要がないため項目9～11は空欄。

8 支給 対 申請	9～11は支給要件確認書事業主記入欄を参照して記入してください。*			
	9 8の期間のうち 休業事業所で6時間 以上就労等した日数	10 8の期間のうち 休業事業所で6時間 未満就労等した日数	11 10の報告日のうち事業 主が一部時間単位で 休業させられた日数	12 元号
令和2年	4月16日～30日	日	日	日
令和2年	5月1日～31日	日	日	日
令和2年	6月1日～15日	日	日	日
令和2年	7月1日～	日	日	日

・例2(1日あたり所定労働時間が8時間の方が4月16日～6月15日の休業の場合で、5月11～15日に2時間勤務、6時間休業、5月18～20日は終日勤務(なお、5月16・17日は所定の休日)の場合)

8 支給 対 申請	9～11は支給要件確認書事業主記入欄を参照して記入してください。*			
	9 8の期間のうち 休業事業所で6時間 以上就労等した日数	10 8の期間のうち 休業事業所で6時間 未満就労等した日数	11 10の報告日のうち事業 主が一部時間単位で 休業させられた日数	12 元号
令和2年	4月16日～30日	3	5	5
令和2年	5月1日～31日	日	日	日
令和2年	6月1日～15日	日	日	日
令和2年	7月1日～	日	日	日

・例3(1日あたり所定労働時間が3時間の方が4月16日～6月15日の休業の場合で、5月11～15日に2時間勤務、1時間休業、5月18～22日は終日(3時間)勤務(なお、5月16・17日は所定の休日)の場合)

8 支給 対 申請	9～11は支給要件確認書事業主記入欄を参照して記入してください。*			
	9 8の期間のうち 休業事業所で6時間 以上就労等した日数	10 8の期間のうち 休業事業所で6時間 未満就労等した日数	11 10の報告日のうち事業 主が一部時間単位で 休業させられた日数	12 元号
令和2年	4月16日～30日	日	10	5
令和2年	5月1日～31日	日	日	日
令和2年	6月1日～15日	日	日	日
令和2年	7月1日～	日	日	日

- ⑥項目12は以下を参照して、記入してください。

- ・記入する賃金額は、実際に支払われた日の属する月の賃金として、賃金額を記入してください。例えば、支払日が3月10日、2月10日、1月10日であれば3月、2月、1月分として賃金額を記入してください。
- ・休業前6か月分の賃金から任意の3か月分の賃金額を記入してください(支援金・給付金の金額は申請書に記入された3か月分の賃金額を休業前の平均的な賃金として金額を算定します)。例えば、4月に休業を開始した場合は、3月、2月、1月、12月、11月、10月に支払われた賃金のうち任意の3か月分の賃金額を記入願います。

[申請対象となる期間を通じ休業していた場合]

算定式	支給金額 = (支援金・給付金日額 = (休業開始前賃金日額 × 0.8) × [(A-B) + 1]) ※小数点以下切り捨て
A	＝ 支援金の対象として申請する期間の終了日
B	＝ 支援金の対象として申請する期間の開始日

[申請対象となる期間のうち一部就労等していた場合]

算定式	支給金額 = (支援金・給付金日額 = (休業開始前賃金日額 × 0.8) × [(A-B) + 1] - {C + (D-E)} + (1/2 × E)) ※小数点以下切り捨て
A	＝ 支援金の対象として申請する期間の終了日
B	＝ 支援金の対象として申請する期間の開始日
C	＝ 4時間以上就労した日数
D	＝ 4時間未満就労した日数
E	＝ 4時間未満就労した日数のうち事業主から一部時間(分)単位で休業を命じられた日数(半日就労日)

- ・3か月分の給与の支払いがない場合は2か月分の給与を記入し、2か月分の給与の支払いもない場合は、1か月分の給与を記入してください。なお、新規学卒者等は、労働条件通知書等に通知されている1か月分の金額を記入願います。この場合、備考欄に新規学卒者等※である旨記入してください。※新規学卒者等とは、新たに学校もしくは専修学校を卒業した者もしくは新たに公共職業能力開発施設もしくは職業能力開発総合大学校(長期養成課程または総合課程)の行う職業訓練を修了した者またはこれに準ずる者をいいます。また、疾病・出産・育児等の事情による休業のため、休業前6か月の賃金が全く存在しない場合は、さらに2年まで遡り、休業開始月に最も近い月から3か月分の賃金を休業開始前賃金として取り扱うため、休業の時期や事情を備考欄にご記入ください。

## 添付書類について

- ①運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)等申請者本人であることが確認できる書類(顔写真のない証明書等については2種類)の写しを添付してください(健康保険証の保険者番号および被保険者等記号・番号は塗りつぶして提出してください)。学生証や社員証は顔写真付きであっても他の書類とあわせて2種類必要です。なお、個人番号通知書および通知カードは本人確認書類として利用できません。
- ②キャッシュカードや通帳の写し等口座番号等が確認できる書類の写しを添付してください。
- ③給与明細や賃金台帳等の休業前および休業中の賃金額が確認できる書類の写しを添付してください。添付できない場合はその旨と添付できない事情について備考欄に記入してください。

- ①運転免許証、マイナンバーカード等の写し

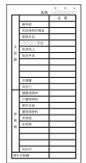


- ②キャッシュカードや通帳等の写し(※)



※通帳を開いた1ページ目と2ページ目

- ③給与明細や賃金台帳等の写し



ご不明の点は、以下までお問い合わせください。  
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
(厚生労働省委託事業)

# 0120-221-276

月～金/8:30～20:00  
土日祝/8:30～17:15  
(年末年始(12/29～1/3)を除く)